

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、翌日発行)

## 目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健課)

生活保護法による診療所等の廃止 ( )

保険医療機関等の指定 (保険課)

肥料の登録 (経営指導課)

肥料の登録の更新 ( )

肥料の登録事項の変更 ( )

土地改良区の役員の変更 (二件) (農村整備課)

土地改良区の役員の変更 ( )

◇ 選挙告示 選挙管理委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第五百六十二号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
阿部クリニック	米子市福市二二七六一	平成八年六月二十一日
おくだクリニック	岩美郡岩美町大字大谷三三七三―三	平成八年七月六日
ひろ歯科クリニック	鳥取市寛寺四七―七	平成八年七月十日
休日急患歯科診療所	鳥取市富安二丁目八四	平成八年七月十八日
小松医院	鳥取市今町一丁目二二八	〃
薬局いわがき	米子市角盤町一丁目四二	平成八年六月二十一日
渡部薬局福市店	米子市福市二二八八	平成八年六月二十八日
有限会社いわみ調剤薬局	岩美郡岩美町大字大谷三三七三―五	平成八年七月一日
ひまわり薬局大森店	鳥取市西品治八一三一―二	〃
ひかり調剤薬局	倉吉市東巖城町五六	平成八年七月十八日
訪問看護ステーション ネットケア	米子市河崎五九〇―二	平成八年六月二十一日

### 鳥取県告示第五百六十三号

生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
小松医院	鳥取市今町二丁目二二八	平成八年六月十三日
薬局いわがき	米子市東倉吉町七九	平成八年六月八日
くすりのラフ倉吉店	倉吉市新町三丁目一〇八一六	平成八年六月十五日

鳥取県告示第五百六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団越智内科医院	米子市加茂町一丁目二一	平成八年七月二十二日
石田医院	気高郡青谷町大字青谷四〇三二一九	平成八年七月二十七日
医療法人社団よした内科医院	鳥取市湖山町北六丁目四四八一	平成八年八月一日
医療法人社団三樹会三宅医院	鳥取市大杖三九〇一二四	〃
医療法人谷本歯科	鳥取市湖山町東五丁目五〇四一八	〃
医療法人社団山口外科医院	米子市夜見町二七八六一四	〃
竹内医院	米子市祇園町二丁目一〇〇一四	〃
関金町国民健康保険診療所	東伯郡関金町大字堀一七五七一	〃
西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭三九七	〃
大山町国民健康保険大山診療所	西伯郡大山町今在家四七五	〃
馬淵歯科医院	鳥取市西町四丁目三一九	〃

医療法人社団広田歯科医院	鳥取市湖山町南二丁目一四七一二	〃
星野歯科医院	鳥取市青葉町二丁目一六六	〃
都橋歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭一六五六	〃
中尾歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜二七七	〃
田中歯科医院	気高郡気高町大字勝見六七三二四	〃
中島歯科医院	東伯郡三朝町大字三朝九一〇一四	〃
入沢歯科医院	西伯郡西伯町大字阿賀一四八	〃
矢田貝歯科医院	日野郡日野町黒坂一四五〇	〃
安藤歯科医院	日野郡日野町黒坂二三九〇	〃
枝原歯科診療所	日野郡日野町根雨六五六二二	〃
増原歯科医院	日野郡日野町根雨三四三二二	〃
もとむら眼科医院	鳥取市湖山町東五丁目五〇四一七	平成八年八月二日
ますだ耳鼻いんこう科	倉吉市駄経寺町二四五	〃
西本医院	倉吉市下田中町八八〇一	〃
医療法人社団三樹会	鳥取市東品治一一一一	平成八年八月八日
吉野三宅ステーションクリニック	鳥取市片原四丁目一一四一一	〃
やまね長生堂薬局	鳥取市行徳一丁目四二五	〃
山本薬局	鳥取市末広温泉町三六二	〃
鳥取中央薬局	倉吉市井手畑一八七	〃
みつわ調剤薬局		〃

鳥取県告示第五百六十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥取県第 五一九号	魚かす粉末	魚粉	窒素全量 八・〇 りん酸全量 五・〇		北陽油脂株式会社 境港市渡町一五	平成八年六月一 十四日

鳥取県告示第五百六十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県第 五〇三号	乾燥糞肥	水産乾燥菌 体ベレット	窒素全量 七・〇 りん酸全量 五・〇	公定規格のと おり	社団法人境港水産加工汚水処理 公社 境港市昭和町二二一九	平成十一年四月 二十一日
鳥取県第 五〇四号	混合有機質 肥料	水産混合有 機質肥料	窒素全量 四・〇 りん酸全量 十三・〇			
鳥取県第 一九〇号	魚かす粉末	六・〇魚荒 かす粉末	窒素全量 六・〇 りん酸全量 六・〇		倉谷寛 鳥取市湯所町二丁目二四三	平成十四年五月 三十一日

鳥取県告示第五百六十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条の規定に基づき、次の肥料の登録事項に係る変更の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により告示する。

平成八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の名称 変更前	変更後	変更年月日
鳥取県第 五〇五号	甲殻類質肥料 粉末	カニ殻粉末	日本冷熱株式会社	日本カンケル有限 会社	平成八年五月 一日

鳥取県告示第五百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり岩井地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 高 垣 好 二 岩美郡岩美町大字長谷七〇〇

平成八年六月三十日退任

鳥取県告示第五百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項

の規定により告示する。

平成八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 伊 藤 榮 西伯郡会見町天萬八四三一一

平成八年七月十日退任

鳥取県告示第五百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田川土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年八月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	田 淵 幸 孝	変更前	岩美郡岩美町大字岩常五七一
		変更後	岩美郡岩美町大字岩常五七一―二

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

平成八年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成八年八月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 日時 平成八年八月十九日（月） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三 議題 明るい選挙推進大会の開催について